

市議会総務委員会(1/25・27)及び全員協議会(2/5)の主な質疑の結果と対応について

区 分	質 問	回 答	対 応
題名 前文	題名に日本一という冠をつけることについて、日本一の説明を条例の中できちっと示すべきではないか。	条例の前文に「市民が高い志を持つこと」と謳っている。また、日本一の意味にはナンバーワン、オンリーワンといった捉え方もある。	前文の一部を修正する。
前文	健康文化都市の理念、健康文化とは何かをわかりやすく規定すべきである。	健康文化とは、一つの単語である。健康を文化ととらえるものであり、長年にわたり築き上げていくものである。健康文化の定義を記述するかは検討する。	前文にわかりやすく記述する。
前文	心と体、都市と自然、地域と社会の3つの健康について具体的に説明を入れるべきである。	前文または解説書のいずれかに記述してまいりたい。	前文で記述する。
前文	前文の末尾の「協働して取り組むことにより、日本一健康文化都市を実現するため」の表現は、つながりが悪い。	表現について再度検討する。	表現を改める。
第2条	「まちづくり」の定義について、公共的な活動としているが、市が行うのは公共的な活動であっても、市民が加わるのであれば公益的活動を加えるべきである。	ここでの公共的活動とは、市が行う活動だけではなく、自治会活動や地域のボランティアが行う非営利活動も含めて公共的活動と定義したが、公益的活動を加えるかどうかは、改めて検討いたしたい。	公益的活動の文言を入れる。

市議会総務委員会(1/25・27)及び全員協議会(2/5)の主な質疑の結果と対応について

区 分	質 問	回 答	対 応
第2条	参加と協働を明確に定義すべきではないか。	参加と協働は一般的に理解されているとの認識である。また、第9条の基本原則で明記している。	原案どおり（修正しない）
第6条	事業者の役割は、従業員と家族の健康づくりに触れる前に、事業者として健康づくりへの理解を深めることを述べるべきではないか。	事業者に限らず、地域団体にも共通して言えることであるため、再検討する。	第6条第1項の内容を一部修正する。
第8条	市長が必要な施策を総合的に策定するということならば、市民の役割の中でそれに協力するなどの記述が必要ではないか。	市民に限らず、事業者、地域団体にも共通して言えることであるため、再検討する。	市民の役割（第4条）の内容を一部修正する。
第8条	市の責務はもう少し積極的な表現が良いのでは。	市の職員は、地域活動やまちづくりに率先して取り組む意識を持たなければならない。ただし、職員一人ひとり多様な価値観があるため、強制的な表現は適当ではないと考える。	原案どおり（修正しない）
第4章	日本一健康文化都市を実現するためになぜパートナーシップ（協働）が必要か。	日本一健康文化都市は、まちづくりそのものであり、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化など、様々な課題がある中で、市民満足度の高いまちづくりを推進するためには、市民と行政が、それぞれの役割を担い合い、連携・協働して取り組む必要がある。	原案どおり（修正しない）

市議会総務委員会(1/25・27)及び全員協議会(2/5)の主な質疑の結果と対応について

区 分	質 問	回 答	対 応
第4章	参加と協働を機能させるためには、推進協議会のような組織を設けることを定める必要があるのでは。	推進体制をどうするかについては、条例に規定するのではなく、今後、協働によるまちづくりを進めていく中でしっかり議論し、別に設けていく考えである。	原案どおり（修正しない）
第4章	参加と協働の章は、第3章の前にくるべきでないか。	日本一健康文化都市の実現に向けて、市民や行政がどのように関わり、どのような役割・責務があるかを明らかにした上で、参加と協働によるまちづくりに取り組んでいくことを規定した方が良いと考える。	原案どおり（修正しない）
第11条	日本一健康文化都市の実現を図るため、総合計画を定めるとあるが、時代の流れで道筋が変わった時のことを検討したか。	日本一健康文化都市は、本市が将来にわたって目指す都市像であり、総合計画はそれを踏まえた上でのまちづくり計画となるべきものということで、条例に規定した。	原案どおり（修正しない）
第6章	罰則は設けないのか。	罰則は設けない。	原案どおり（修正しない）
全体	今回の条例は、市民や各種団体に強制的に進めようとする感じがする。もう少し柔らかな表現にしたほうが良いのではないか。	日本一健康文化都市に向けての積極的な取組が必要である。また、行政からの押しつけになってはいけませんが、まちづくりを皆で盛り上げていくことへの努力が大切である。	全体的な修正は行わない。 ただし、必要に応じて一部修正を検討する

市議会総務委員会(1/25・27)及び全員協議会(2/5)の主な質疑の結果と対応について

区 分	質 問	回 答	対 応
その他	条例制定後にどのように活かしていくか。	解説書付きのパンフレットの作成や、ホームページ、広報を活用して周知する。また、自治会等が行う地域での会合に積極的に出向いて、条例の趣旨や日本一健康文化都市の実現に向けた取組への理解を深めていく。	左記のとおり。
その他	条例の性格について、他の条例の上位に位置づけられる感じがするが、どう考えれば良いか。	この条例は、自治基本条例のように他の条例の上位に位置づけるものではなく、横並びの条例である。ただし、日本一健康文化都市の実現に向けて、まちづくりの担い手である市民や地域団体等がどのような役割で活動するかを定める条例であるため、そうした点では他の条例を補完するものである。	左記のとおり。